

中小企業者のための融資制度のご案内

がんばる中小企業者を応援します

平成23年11月

【お知らせ】

経済的環境の著しい変化により資金繰りにお困りの中小企業の方へ

「経済変動対策融資」がご利用しやすくなっています。

最近の売上や利益が減少している方などが対象です。 (融資条件等は6ページ)

平成24年3月末まで、ご利用時の保証料負担を軽減しています。

平成23年11月から、融資限度額を上げました。

独立・開業・起業をお考えの方へ

「新規創業融資」がご利用しやすくなっています。

(平成24年3月31日まで)

自己資金要件を緩和した「開業プランサポートタイプ」をご用意しています。(融資条件等は4ページ)

従業員数20人(商業・サービス業は5人)以下の小規模企業の方へ

「小口零細企業融資」がご利用しやすくなっています。

金利、融資期間の見直しを行いました。

(融資条件等は6ページ)

以前に融資を受けた県制度融資の借換えや条件変更にも対応しています。

以前に融資を受けた県の制度融資の借換えに利用できる資金があります。(融資条件等は4～7ページ)
また、合理的かつ実現性の高い経営改善計画がある場合は、最大5年間まで返済緩和(返済期間の延長・期間中の償還猶予)ができます。

セーフティネット保証制度もご利用できます。

国の指定する業種の方で、売上げが減少している方などが対象です。(制度の詳細は3ページ)

平成23年10月から、円高の影響に対する条件が追加されました。

経済変動対策融資などご利用になれます。

香川県中小企業振興融資制度は、金融機関及び信用保証協会等の協力により実施しています。

個々の融資・保証案件につきましては、金融機関及び信用保証協会が一定の審査基準に従ってその可否を判断しており、結果としてご期待に応えられない場合もありますがご了承ください。

香川県商工労働部経営支援課

中小企業相談窓口 TEL:087(832)3347

ホームページのお知らせ

がんばれ香川

検索

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/shoko/>

県制度融資にかかる様式のダウンロードや、融資、商業振興などに関する情報を掲載していますのでご覧ください。

利用できる方

個人・会社

下表の業種ごとに、「資本の額または出資の総額」か「常時使用する従業員の数」のどちらかの条件に該当する会社及び個人が対象となります。

業 種	資本の額または出資の総額	従業員の数
製造業（建設業・運送業等を含む）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業 ※士業法人を含む	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下

下表の業種については、「資本の額または出資の総額」か「常時使用する従業員の数」のどちらかの条件に該当すれば利用できる中小企業者となります。

業 種	資本の額または出資の総額	従業員の数
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業、情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

組 合

中小企業等協同組合法、その他法律にもとづいて設立された信用保証の対象となる中小企業者の組合及び連合会をいいます。

その他の法人

医業を主たる事業とする医療法人、社会福祉法人、社団法人及び財団法人の場合、出資の総額に制限はありませんが、常時使用する従業員数が300人以下のものに限られます。

小規模企業者

常時使用する従業員の数が20人（商業またはサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社または個人をいいます。

一部の業種を除いて、ほとんどの業種が対象となりますが、許可、認可、免許、届出などを必要とする業種については、その許認可等を受けていることが必要です。

香川県信用保証協会

県の制度融資では、原則として、信用保証協会の保証制度をご利用いただくこととなります。

信用保証協会は、中小企業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。事業を営んでいる方が金融機関から融資を受ける際に、信用保証協会の保証制度をご利用いただくことで、資金の調達がスムーズになります。

信用保証料

信用保証協会の保証をご利用の際には、その利用者負担として中小企業の経営状況に応じた率による信用保証料が必要となります。

県の制度融資では、全国統一の基準の保証料率から一定の引下げを行い、利用者負担の軽減を図っています。

県の制度融資の保証料率

(単位：%)

区 分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
保証割合100%の場合	1.75	1.60	1.40	1.25	1.05	0.95	0.85	0.65	0.45
保証割合 80%の場合	1.55	1.45	1.25	1.05	0.90	0.85	0.70	0.55	0.40

- 貸借対照表を作成していない利用者については、区分5の料率が適用されます。
- 一部の制度やセーフティネット保証利用時では、異なる保証料率体系が適用されます。
- 以下の定性要因に基づく場合に、保証料割引が適用されます。

※有担保保証の場合…0.1%の割引

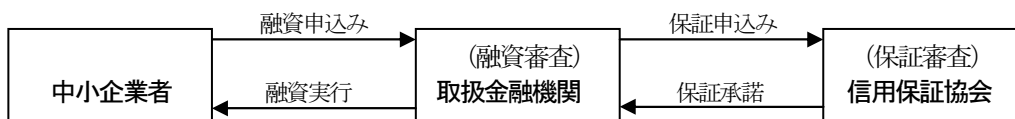
※財務諸表について「中小企業の会計に関する指針」の適用を確認できる場合…0.1%の割引

申込みの手続き

融資を希望される方は、原則として取扱金融機関の窓口にご申込みいただくこととなります。
ただし、一部の融資については、申込み手続きが異なりますのでご注意ください。

【例：経営安定融資の場合】

(4～7ページでお申込み方法を確認してください)



セーフティネット保証

取引先企業等の倒産、事業活動の制限、自然災害、取引先金融機関の破綻、金融機関の相当程度の合理化、全国的な業況の悪化等により経営の安定に支障を生じている中小企業者に対して、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。

(注：実際に保証を受けられる額は、金融機関や信用保証協会の金融上の審査（事業見通し、返済能力等）によって決められるため、無条件で倍額までの保証を受けられるものではありません。)

【対象中小企業者】

対象となる中小企業者は、中小企業信用保険法第2条第4項の次の各号のいずれかに該当するとして市町長から認定を受けていることが必要です。

(1)連鎖倒産防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民事再生手続開始の申立等を行った指定事業者に対して 50 万円以上売掛金債権等を有している中小企業者 ○ 指定事業者に対して有する売掛金債権等は 50 万円未満であるが、当該事業者との取引規模が 20%以上である中小企業者
(2)取引先企業のリストラ等の事業活動の制限	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産量の縮小、販売量の縮小、店舗の閉鎖などの事業活動の制限を行っている指定事業者と直接取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が 20%以上で、当該活動の制限を受けた後の 3 カ月間の売上高等が前年同期比△10%以上の見込みである中小企業者 ○ 指定事業者と間接的な取引を行っており、当該事業者に対する取引依存度が、20%以上で、当該活動の制限を受けた後の 3 カ月間の売上高等が前年同期比△10%以上の見込みである中小企業者 ○ 指定事業者の近隣に事業所を有しており、当該活動の制限を受けた後の 3 カ月間の売上高等が前年同期比△10%以上の見込みである中小企業者
(3)突発的災害(事故等)	○ 突発的災害(事故等)の発生した指定地域内において、指定業種に属する事業を 1 年間以上継続して行っており、災害等の影響を受けた後の 3 カ月間の売上高等が前年同期比△20%以上の見込みである中小企業者
(4)突発的災害(自然災害等)	○ 突発的災害(自然災害等)の発生した指定地域内において、1 年間以上継続して事業を行っており、災害等の影響を受けた後の 3 カ月間の売上高等が前年同期比△20%以上の見込みである中小企業者
(5)業況の悪化している業種(全国的)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国的に業況の悪化している指定業種に属する事業を行っており、最近3カ月間の平均売上高等が前年の同期比△5%以上の中小企業者 ○全国的に業況の悪化している指定業種に属する事業を行っており、製品等原価のうち 20%以上を占める原油等の仕入価格が上昇しているにもかかわらず、製品等価格に転嫁できていない中小企業者 ○全国的に業況の悪化している指定業種に属する事業を行っており、円高の影響によって、最近1ヶ月間の売上高及びその後 2 ヶ月を含む 3 ヶ月間の売上高が前年同時期比△10%以上の見込みである中小企業者
(6)取引金融機関の破綻	○ 破綻金融機関と金融取引を行っており、適正かつ健全に事業を営んでいるにもかかわらず、金融取引に支障を来しており、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっている中小企業者
(7)金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融取引の調整	○ 経営の相当程度の合理化を実施している指定金融機関に対する取引依存度が 10%以上で、当該金融機関からの直近の借入残高が前年同期比△10%以上で、金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少している中小企業者
(8)金融機関の整理回収機構に対する貸付債権の譲渡	○ 金融機関からの直近の総借入残高が前年同期比で減少し、適切な事業再生計画を作成し、RCC(整理回収機構)に対する債務について返済条件の変更を受けている中小企業者

指定業種のリスト等は、中小企業庁ホームページ (http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_gaiyou.htm) に掲載されています。

【信用保証料】

県の制度融資では、一定の引下げを行い、利用者負担の軽減を図っています。

セーフティネット保証にかかる県の制度融資の保証料率	0.60%
---------------------------	-------

中小企業振興融資制度

テーマ	融資制度名	ご利用いただける方	資金の使いみち	融資限度額
新規創業支援	新規創業融資	<p>【一般タイプ】 県内で新たに事業を開始しようとする方(開始後1年未満の方を含みます)で、次の要件のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人で、借入金額と同額以上の自己資金を有し、1カ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有すること</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人で、借入金額と同額以上の自己資金を有し、2カ月以内に新たな会社を設立し、当該会社が事業を開始する具体的な計画を有すること</p> <p>(3) 事業を営んでいない個人が事業を開始し、開始後1年を経過しないこと</p> <p>(4) 事業を営んでいない個人により設立された会社であって、その設立の日以後1年を経過しないこと</p>	<p>県内で新たに事業を開始するために必要な設備・運転資金</p>	<p>1,500万円以内</p> <p>ただし、開業前については、自己資金の範囲内まで</p>
		<p>【開業プランサポートタイプ】 (財)かがわ産業支援財団の支援を受けて作成した「創業計画書」に基づき、県内で新たに事業を開始しようとする方で、開業に必要な資金の20%以上の自己資金を有し、次の要件のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 事業を営んでいない個人で、1カ月以内に新たに事業を開始する具体的な計画を有すること</p> <p>(2) 事業を営んでいない個人で、2カ月以内に新たに会社を設立し、その新たに設立した会社が事業を開始する具体的な計画を有すること</p>	<p>開業プランサポートタイプの取扱期間 平成24年3月31日まで</p>	<p>1,000万円以内</p> <p>ただし、開業に必要な資金の80%まで</p>
経営革新支援	フロンティア融資	<p>【ベンチャー企業育成支援】 県内で6カ月以上引き続き同一事業を営む中小企業者(会社・個人)又は組合であって次の要件のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき経営革新計画(優れた新技術・新商品等の開発を行うもの)に係る香川県知事の承認を受け、5年を経過していないこと</p> <p>(2) 産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法に基づき経営資源活用新事業計画(優れた新技術・新商品等の開発を行うもの)に係る香川県知事の承認を受け、5年を経過していないこと</p> <p>[経過措置] 中小企業経営革新支援法の規定による承認を受けた経営革新計画、中小企業の創造的産業活動の促進に関する臨時措置法の規定による認定を受けた研究開発等事業計画については、(1)の経営革新計画と同様の扱いとします</p>	<p>知事の承認、認定を受けた事業の実施に必要な設備・運転資金</p>	<p>5,000万円以内</p>
		<p>【新事業進出支援】 県内で1年以上引き続き事業を営む中小企業者(会社・個人)で、次の要件のいずれかに該当し、かつ、(財)かがわ産業支援財団の支援を受けて作成した「新事業進出計画書」に基づいて新たな分野の事業に進出する方</p> <p>(1) 中小企業者が、現在の事業を継続しながら、新たにこれまで行ってきた事業と日本標準産業分類(中分類)が異なる業種分類に属する事業に進出すること</p> <p>(2) 中小企業者が、現在の事業を廃止し、新たにこれまで行ってきた事業と日本標準産業分類(中分類)が異なる業種分類に属する事業に転換すること</p>	<p>新事業に進出するために必要な設備・運転資金</p>	<p>8,000万円以内</p> <p>ただし、運転資金は5,000万円以内</p>
経営安定支援	経営活性化支援融資	<p>県内に事業所を有し、6カ月以上引き続き同一事業を営む中小企業者(会社・個人)又は組合で、次の要件のいずれかに該当し、本制度の活用により経営の効率化、安定化が図られること</p> <p>(1) 構築物、機械、装置等を新設、増設、更新又は改造しようとするもの</p> <p>(2) 工場、店舗、倉庫等を新築、増築、改築又は改装しようとするもの</p> <p>(3) 事業の用に供するための既存建物を取得しようとするもの</p>	<p>経営の効率化、安定化のために必要な設備資金</p>	<p>8,000万円以内</p>
		<p>【長期資金】 経営の合理化のために必要な設備・運転資金</p> <p>※利用条件に合致し、金融機関・保証協会が認める場合は借換にもご利用できます</p>	<p>8,000万円以内</p>	
経営安定支援	経営安定融資	<p>県内に事業所を有し、6カ月以上引き続き同一事業を営む中小企業者(会社・個人)又は組合</p>	<p>【短期資金】 短期運転資金</p> <p>※利用条件に合致し、金融機関・保証協会が認める場合は借換にもご利用できます</p>	<p>1,000万円以内</p>
		<p>県内小規模企業者であって、市町の定める要件に該当する方</p> <p>※県内各市町の融資制度の要件を確認してください</p>	<p>設備・運転資金</p>	<p>700万円以内で市町の定めるところによる</p>

(平成23年11月1日現在)

融資期間	据置期間	融資利率	保証料率	担保	保証人	お申込みの方法	取扱金融機関
<p>設備 7年以内</p> <p>運転 5年以内</p>	<p>設備 1年以内</p> <p>運転 6月以内</p>	<p>固定 1.65%</p>	<p>0.58%</p>	<p>不要</p>	<p>不要</p>	<p>創業計画書等を添付して取扱金融機関の窓口へ申込</p> <p>様式は県ホームページ「がんばれ香川」からダウンロードできます</p>	
					<p>ただし法人の場合は代表者1名</p>	<p>①借入希望金融機関にご相談の後、かがわ産業支援財団に創業計画書の作成支援を申込</p> <p>②創業計画書等を添付して取扱金融機関の窓口へ申込</p> <p>様式は県ホームページ「がんばれ香川」からダウンロードできます</p>	
		<p>固定 1.80%</p>	<p>0.40%~1.55%</p>	<p>不要</p>	<p>金融機関・保証協会の定めるところによる</p>	<p>①県産業政策課に「経営革新計画」承認申請書を提出</p> <p>↓</p> <p>②知事の承認</p> <p>↓</p> <p>③取扱金融機関の窓口へ申込</p>	<p>百十四銀行 香川銀行 高松信用金庫 観音寺信用金庫 香川県信用組合 中国銀行 伊予銀行 愛媛銀行 四国銀行 高知銀行 阿波銀行 徳島銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行</p>
		<p>固定 1.90%</p>	<p>0.40%~1.55%</p>	<p>必要に応じて徴求</p>		<p>①(財)かがわ産業支援財団の支援を受けて「新事業進出計画書」を作成</p> <p>↓</p> <p>②取扱金融機関の窓口へ申込</p> <p>様式は県ホームページ「がんばれ香川」からダウンロードできます</p>	
<p>設備 7年以内</p>	<p>設備 1年以内</p>	<p>固定 1.80%以内</p>	<p>0.40%~1.55%</p> <p>※セーフティネット保証を適用の場合0.60%</p>	<p>必要に応じて徴求</p>	<p>金融機関・保証協会の定めるところによる</p>	<p>取扱金融機関の窓口へ申込</p>	
<p>設備 7年以内</p> <p>運転 5年以内</p>	<p>設備 1年以内</p> <p>運転 6月以内</p>	<p>固定 2.10%以内</p>	<p>0.40%~1.55%</p> <p>※セーフティネット保証を適用の場合0.60%</p>	<p>必要に応じて徴求</p>	<p>金融機関・保証協会の定めるところによる</p>	<p>取扱金融機関の窓口へ申込</p>	
<p>運転 1年以内</p>	<p>なし</p>	<p>固定 2.00%以内</p>					
<p>6年以内で市町の定めるところによる</p>	<p>市町の定めるところによる</p>	<p>固定 2.00%</p>	<p>0.40%~1.55%</p> <p>※セーフティネット保証を適用の場合0.60%</p>	<p>必要に応じて徴求</p>	<p>金融機関・保証協会・市町の定めるところによる</p>	<p>市町の定めるところによる</p>	<p>市町の定めるところによる</p>

中小企業振興融資制度

テーマ	融資制度名	ご利用いただける方	資金の使いみち	融資限度額
経営安定支援	小口零細企業融資	<p>県内で1年以上引き続いて同一事業を営む小規模企業者（会社・個人）であって、次の要件の全てに該当し、県経営支援課又は商工会、商工会議所の連達を受けた方</p> <p>(1) 常時使用する従業員の数が20人（商業、サービス業は5人）以下の企業であること (2) 申込日以前1年間において納期限の到来した税額（県市町民税）のあるものであって、当該税額を納期限内に完納していること</p>	<p>設備・運転資金</p> <p>※利用条件に合致し、金融機関・保証協会が認める場合は借換にもご利用できます</p>	<p>1,250万円以内</p> <p>ただし、信用保証協会の保証付き融資残高との合計額が1,250万円を超えないこと</p>
	経済変動対策融資	<p>県内で1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者（会社・個人）又は組合であって次の要件のいずれかに該当する方</p> <p>(1) 中小企業信用保険法第2条第4項の1～8号のいずれかの規定に基づき、会社の本店所在地（個人は主たる事業所）を管轄する市町長の認定を受けていること（セーフティネット保証が利用可能な方） 例えば、... ・ 国が指定する業種を営む方で最近3カ月の売上高の平均が、前年の同じ時期と比べて5%以上減少している方 ・ 国が指定する倒産企業との取引があった方で、50万円以上の売掛金債権等があるか、取引規模が20%以上を占める方 ・ 国が指定する業種を営む方で、円高の影響により最近1カ月を含む3カ月の売上高が、前年の同じ時期と比べて10%以上減少する見込みの方 など</p> <p>(2) 経済的環境の変化により、最近3カ月間又は6カ月間の売上高が直近3カ月のいずれかの同期の売上高に比べて5%以上減少し、経営の安定に支障が生じていること</p> <p>(3) 取引先の倒産により債権回収が困難になっていること</p> <p>(4) 原材料等の高騰その他の経済的環境の変化により、最近3カ月若しくは6カ月又は直近決算期における売上総利益率又は営業利益率が、その前年における同期の売上総利益率又は営業利益率に比べて5ポイント以上減少し、経営の安定に支障が生じていること</p>	<p>経営の改善、安定化を図るために必要な運転資金</p> <p>※利用条件に合致し、金融機関・保証協会が認める場合は借換にもご利用できます</p>	<p>8,000万円以内</p>
	中小企業再生支援融資	<p>県内で1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者（会社・個人）又は組合であって、香川県中小企業再生支援協議会の支援を受けて「経営改善計画」を策定し、その計画に基づき事業の再生を図り、融資後も金融機関が継続的に支援するなど、円滑な企業再生が確実に見込まれること</p>	<p>経営改善計画の実施に必要な設備・運転資金</p>	<p>8,000万円以内</p>
企業立地支援	工場等立地促進資金	<p>【工場等立地促進資金】 1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者であって、香川県企業誘致条例に規定する工場、試験研究施設、情報処理関連施設を県内で新設又は増設する方及び県内の既存の工場等を取得する方のうち、次の要件の全てに該当すること</p> <p>(1) 土地を除く投下固定資産額が5千万円以上 (2) 新規常用雇用者5人以上（県内在住者） (3) 3年以内に当該工場等において業務を開始すること (4) 県内移転の場合は、業務を廃止する工場等の生産施設面積より、新たに設置する工場等の生産施設面積が増加すること</p>	<p>工場等の整備に必要な設備資金</p>	<p>所要資金の2/3以内で5億円以内</p>
	物流施設整備促進資金	<p>【物流施設整備促進資金】 1年以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又はこれと同等以上の業歴を有すると認められる中小企業者であって、特定地区内及び香川県物流拠点施設整備基本計画に定める整備地区内において物流施設を新設又は増設する方及び県内の既存の物流施設を取得する方のうち、次の要件の全てに該当すること</p> <p>(1) 土地を含む投下固定資産額が1億5千万円以上（ただし、特定地区内の地方公共団体又は土地開発公社が分譲を行っている区域へ設置する場合は5千万円以上） (2) 新規常用雇用者5人以上（県内在住者） (3) 3年以内に当該物流施設において業務を開始すること</p>	<p>物流施設整備に必要な設備資金</p>	<p>所要資金の2/3以内で1億円以内</p> <p>ただし、知事が必要と認めた場合は3億円以内</p>
緊急対策支援	地震対策緊急融資	<p>県内に事業所を有し、6ヶ月以上引き続いて同一事業を営む中小企業者又は組合であって、以下のいずれかに該当し、事業活動に支障が生じている方</p> <p>(1) 地震により被害を受けた企業に対する債権の回収が困難となっていること (2) 地震の影響により1ヶ月以上の売上高が、前年同期の売上高と比べて10%以上減少していること又は減少する見込みがあること (3) 地震の影響により臨時的に経費が必要であること</p>	<p>運転資金</p>	<p>5,000万円以内</p>

(平成23年11月1日現在)

融資期間	据置期間	融資利率	保証料率	担保	保証人	お申込みの方法	取扱金融機関
10年以内	2年以内	<p>融資期間7年以内の場合 固定 2.00%</p> <p>融資期間7年超の場合 固定 2.20%</p>	<p>0.45%～1.75%</p> <p>※セーフティネット保証を適用の場合 0.60%</p>	不要	不要	<p>①県経営支援課又は商工会、商工会議所に連達依頼書を提出 ↓ ②県経営支援課又は商工会、商工会議所が取扱金融機関に連達 ↓ ③取扱金融機関の窓口へ申込</p> <p>※申込み時点で信用保証協会の保証利用がある又は過去5年以内に保証利用があった場合は連達を省略できます</p> <p>様式は県ホームページ「がんばれ香川」からダウンロードできます</p>	
運転 10年以内	2年以内	<p>融資期間7年以内の場合 固定 1.60%</p> <p>融資期間7年超の場合 固定 1.80%</p>	<p>0.40%～0.60%</p> <p>※セーフティネット保証を適用の場合 0.60%</p>	必要に応じて徴求	金融機関・保証協会の定めるところによる	<p>次の書類を添付して取扱金融機関の窓口へ申込</p> <p>(1)に該当する場合 セーフティネット保証にかかる市町長の認定書</p> <p>(2)に該当する場合 売上高状況報告書</p> <p>(3)に該当する場合 債権保有状況報告書</p> <p>(4)に該当する場合 利益率状況報告書</p> <p>様式は県ホームページ「がんばれ香川」からダウンロードできます</p>	<p>百十四銀行 香川銀行 高松信用金庫 観音寺信用金庫 香川県信用組合 中国銀行 伊予銀行 愛媛銀行 四国銀行 高知銀行 阿波銀行 徳島銀行 商工組合中央金庫 みずほ銀行 三菱東京UFJ銀行 三井住友銀行</p>
10年以内	2年以内	<p>固定 2.10%</p>	<p>0.40%～1.55%</p> <p>※セーフティネット保証を適用の場合 0.60%</p>	必要に応じて徴求	金融機関・保証協会の定めるところによる	<p>①香川県中小企業再生支援協議会の支援を受けて「経営改善計画」を作成 ↓ ②中小企業再生支援協議会の証明書を添えて、取扱金融機関の窓口へ申込</p>	<p>※中小企業再生支援融資は、一部取扱のない金融機関があります。</p>
設備 10年以内	設備 3年以内	<p>固定 2.00%以内</p>	<p>信用保証は任意</p> <p>※信用保証利用の場合 0.40%～1.55%</p>	金融機関・保証協会の定めるところによる	金融機関・保証協会の定めるところによる	<p>①県経営支援課に対象者確認申請書を提出 ↓ ②知事の確認 ↓ ③取扱金融機関の窓口へ申込</p> <p>様式は県ホームページ「がんばれ香川」からダウンロードできます</p>	
運転 10年以内	2年以内	<p>融資期間7年以内の場合 固定 1.50%</p> <p>融資期間7年超の場合 固定 1.70%</p>	<p>0.40%～1.55%</p> <p>※東日本大震災復興緊急保証 又は セーフティネット保証 5号(ハ)適用の場合 0.60%</p>	必要に応じて徴求	金融機関・保証協会の定めるところによる	<p>取扱金融機関の窓口へ申込</p>	

各制度のお問合せ先

制度名等	お 問 合 せ 先		
香川県中小企業 振興融資制度等	香川県商工労働部経営支援課 商業・金融グループ	高松市番町4丁目1-10 (本館14階)	087-832-3343
	香川県商工労働部産業政策課 新事業支援グループ	高松市番町4丁目1-10 (本館14階)	087-832-3351
	(財)かがわ産業支援財団 企業振興部 新事業サポートセンター	高松市林町2217-15 (香川産業頭脳化センタービル2階)	087-840-0391
	香川県信用保証協会	高松市福岡町2丁目2-2-101 (香川県産業会館1階)	087-851-0062
	商工会議所及び商工会	県内6商工会議所、県内15商工会	※下記一覧参照
	香川県中小企業再生支援協議会	高松市番町2丁目2-2 (高松商工会議所会館3階)	087-811-5885
	取扱金融機関 (県内16金融機関)	百十四銀行、香川銀行、高松信用金庫、観音寺信用金庫、 香川県信用組合、中国銀行、伊予銀行、愛媛銀行、四国銀行、 高知銀行、阿波銀行、徳島銀行、商工組合中央金庫、 みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行	
市町協調融資 セーフティネット保証認定	各市町(商工担当課)	※下記一覧参照	

市町商工担当課一覧

市町商工担当課名	住 所	電話番号	市町商工担当課名	住 所	電話番号
高松市 商工労政課	高松市番町1-8-15	087-839-2411	土庄町 商工観光課	小豆郡土庄町甲559-2	0879-62-7004
丸亀市 産業振興課	丸亀市大手町2-3-1	0877-24-8816	小豆島町 商工観光課	小豆郡小豆島町西村甲1896-1	0879-82-7007
坂出市 産業課	坂出市室町2-3-5	0877-44-5012	三木町 産業振興課	木田郡三木町氷上310	087-891-3308
善通寺市 商工観光課	善通寺市文京町2-1-1	0877-63-6315	直島町 建設経済課	香川県直島町1122-1	087-892-2224
観音寺市 商工観光課	観音寺市坂本町1-1-1	0875-23-3933	宇多津町 産業振興課	綾歌郡宇多津町1881	0877-49-8009
さぬき市 商工観光課	さぬき市志度5385-8	087-894-1114	綾川町 経済課	綾歌郡綾川町滝宮299	087-876-5282
東かがわ市 商工観光室	東かがわ市引田513-1	0879-33-2750	琴平町 観光商工課	仲多度郡琴平町榎井817-10	0877-75-6710
三豊市 商工観光課	三豊市高瀬町下勝間2373	0875-73-3042	多度津町 産業課	仲多度郡多度津町栄町1-1-91	0877-33-1113
			まんのう町 産業経済課	仲多度郡まんのう町吉野下430	0877-73-0105

商工会議所・商工会一覧

商工会議所・商工会名	住 所	電話番号	商工会議所・商工会名	住 所	電話番号
高松商工会議所	高松市番町2-2-2	087-825-3500	高松市牟礼庵治商工会	高松市牟礼町牟礼仲代209-1	087-845-2835
丸亀商工会議所	丸亀市大手町1-5-3	0877-22-2371	高松市中央商工会	高松市香川町川東上1743-9	087-879-2498
坂出商工会議所	坂出市京町3-3-8	0877-46-2701	直島町商工会	香川県直島町2249-22	087-892-2849
善通寺商工会議所	善通寺市文京町3-3-3	0877-62-1124	綾川町商工会	綾歌郡綾川町東分乙36-1	087-878-2190
観音寺商工会議所	観音寺市坂本町1-1-25	0875-25-3073	丸亀市飯饅商工会	丸亀市飯山町川原983-3	0877-98-2236
多度津商工会議所	仲多度郡多度津町東浜6-30	0877-33-4000	宇多津商工会	綾歌郡宇多津町1900	0877-49-1311
さぬき市商工会	さぬき市志度5385-30	087-894-3888	まんのう町商工会	仲多度郡まんのう町吉野下281-1	0877-73-3711
東かがわ市商工会	東かがわ市湊1810-1	0879-25-3200	琴平町商工会	仲多度郡琴平町榎井869-5	0877-73-5525
土庄町商工会	小豆郡土庄町浜崎甲1389-12	0879-62-0427	三豊市商工会	三豊市三野町下高瀬2014-1	0875-72-3123
小豆島町商工会	小豆郡小豆島町馬木甲1032-1	0879-82-1011	観音寺市大豊商工会	観音寺市大野原町大野原1967-3	0875-54-2159
三木町商工会	木田郡三木町鹿伏220-5	087-898-0507			

ホームページのお知らせ

がんばれ香川

検索

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/shoko/>

県制度融資にかかる様式のダウンロードや、融資、商業振興などに関する情報を掲載していますのでご覧ください。